#泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第3回 通学部会

会 議 録

日時	令和5年2月8日(水) 午後7時~午後8時		
場所	三田ヶ谷公民館 講堂		
委員	福島委員、寉岡委員、岡村委員、関根委員、関根委員、須永委員、 関根委員、平野委員、飯塚委員、島崎委員、吉田委員、赤坂委員、 鳥海委員、栗原委員、中山委員、五月女委員、早川委員、折原委員		
事務局	須永教育総務課長、今成学校教育課長、奥野教育総務課職員		
会議の内容	 開会 部会長あいさつ 議事 スクールバスの検討事項について その他 閉会 		
	会 議 録		
1 開 会	司 会 井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編 (教育総務課職員) 成準備委員会 第3回通学部会を開会する。		
2 部会長あっ	いさ部会長<平野部会長あいさつ>司 会議事の進行については部会長にお願いする。(教育総務課職員)		
3 議 事 (1) スクール の検討事項に て			
	議事(1)スクールバスの検討事項の内、事務局 案(1)利用基準について、前回の会議で様々な意 見があり、継続協議となった。事務局より説明を求 めた。		

事務局(教育総務課長)

バス利用基準について、前回の会議で様々な意見があり、それをもとに利用基準を修正した。通学距離及び少人数の通学区間の安全性を考慮し、井泉小学校の北袋地区在住の児童、三田ヶ谷小学校、村君小学校の児童を対象とする案とした。

修正案として、実際に車で計測し運行ルート案 (資料2)を作成した。ルートは2ルートとし、ルート1が北袋・三田ヶ谷地区、ルート2は三田ヶ谷地区と村君地区とした。

実際に車で走行したところ、ルート1は想定停留 所停車時間3分を含み所要時間28分、距離が約8 km。ルート2は所要時間36分、距離は約9kmであ る。図の黒い四角が仮の停留所として、通学班の集 合場所と人数に基づいて想定したものである。

児童は通学班で徒歩により、この停留場に集合してもらうイメージである。停留所の脇に記載してある時間は、登校は学校を8時到着とした場合の各停留所の出発時間、下校は学校発を午後3時、午後4時とした場合の停留所到着時間である。乗車時間は30分程度と考えていたが、概ねそれに近い時間となった。

資料3は令和7年4月時点での大字別の児童数の見込みである。バスを利用する児童は、合計110人となる見込みである。

部会長

事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。

委 員

協議するのは利用基準についてであって、運行ルート案、停留所に関しては、この後協議するのか。

事務局 (教育総務課長)

これは、現時点でのたたき台であり、利用基準決定後に、ルート案、停留所を決めていく。

委 員

三田ヶ谷1区は、学校から一番遠い。キヤッセ羽 生に停まる案となっているが、今後、そういうとこ ろも考慮願いたい。

<u> </u>	
1	
ᇴ	_

三田ヶ谷1区は、キヤッセ羽生まで行くのに15 分位かかるが、想定時間30分というのは、バス乗 車時間だけか、徒歩も含めて30分前後ということ か。

事務局

バスの乗車時間の目安を30分程度とし、一つの 案として示したものである。

委 員

前回の会議で出た意見を事務局で検討した結果、 (1)バス利用基準が大幅に変更されている。距離 制限を概ね2km以上としても、仕方が無いと思って いた人が多かった。また、通学路が危険なので全員 乗せて欲しい人も何人かいた。事務局(案)の井泉 地区の北袋、三田ヶ谷・村君が全部乗車できる案で

委 員

決定なのか。

利用基準や運行ルートについては議論したが、井泉小学校の駐車場は狭い。バスが大型2台、3台になった場合、どう対応するのか。遠足に行く時も校門で切り返して出ていく。バスが入る時は職員の車を全部動かしている。職員駐車場や保護者の駐車場を体育館の裏に造るのか、門を作り変えるのかという問題がある。事務局では、どのようにイメージしているのか。

事務局 (教育総務課長)

スクールバスを運行することは決定事項で、仮に それが大型バスとなった場合、それに対応するよう 舗装や門を広げる等、必要な改修は市がやらなけれ ばならないことである。ルートが決定して、運行範 囲が決まり、どのバスが必要になるかが決まったら 対応する。

委員

部会の希望が入った案となった。バス利用基準の 通学距離が 2 km以上は無くなったのか。

事務局

2 km以上の基準は無くした。前回の会議で、例え

(±/4.	** (//)	・マケナ	≕Ш	Ε· \
(72/)	育総	TA	≕.	F- 1
141		ハカ		LX /

ば上村君で利用する児童が 1 人になってしまうような場所があることや、実際に大字別の児童数見込みを見て、利用児童の少ないところが多数あることから、児童の安全を踏まえて事務局案とした。

委員

井泉地区では、北袋の児童をどうするかが一番の問題で、北袋の児童が全員利用できるのであれば、 井泉地区として賛成できる案である。

去年11月の役員会の際、北袋の保護者からは、 北袋にスクールバスを通してくれるのならば賛成 できることだったので、納得できる案である。

部会長

(1) 利用基準は事務局案で良いか諮った。

異議なし

部会長

(1) 利用基準は事務局案で決定する。

部会長

(2) 停留所の位置について、事務局より説明を求めた。

事務局 (教育総務課長)

資料1の2ページの通り、具体的な場所については今後決めることになるが、基本的には通学班の集合場所付近に設置することである。

令和7年4月時点での居住分布にもよるが、その中で停留所を決めていきたい。今回示したルート図の停留所は、あくまでも仮である。前回の会議で示した通学班の集合所付近で設けたものである。

部会長

事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。

委 員

三田ヶ谷小学校でも、今週の入学説明会で住所が はっきり分かった。それで通学班の集合場所も決ま っていく。実際、令和7年4月の住所、入学のクラ スが分かった時点で集合場所が決まる。

部会長 今回は決定ということではなく、基本的な考えを 示したということか。

事務局 (教育総務課長)

停留所は、通学班の集合場所付近に設置することで良いかということである。

委 員

北袋の停留所が蓮見商店付近となっているが、北 袋の通学路は見通しが悪く、カーブが多く道幅が狭 いので非常に危険であると北袋の住民は認識して いる。蓮見商店付近だと北袋の南の方からは、歩い て600mくらいある。もう少し手前の北袋の集会 場周辺で検討して欲しい。

委 員

大型バスが停車できるかといったことも大きな問題である。3分間停車するわけだから、ある程度 大型バスが停まっても、他の車が回避できるような 場所を見つけた方がよいと思う。そういったことも 基準になる。

事務局 (教育総務課長)

あくまで案であり、たまたま蓮見商店付近が広く、ここなら児童がスクールバスを待つことができるのではと考え、案として提示した。バスの大きさも含めて、設置場所は検討したい。

また、通学路が狭いという意見も勿論ある。通学路についても、あとで協議し、どこが狭いとか、どこか危ないとかあれば、担当部署に連絡したい。

委 員

北袋の停留所については、北袋の保護者と話し合って決めるのも案だと思う

事務局 (教育総務課長)

実際に決める段階で、協議したい

委 員

(1)利用基準の井泉地区の北袋、三田ヶ谷・村 君地区の児童は、全員がスクールバスを利用できる ことを達成するために、大型バス3台ではなく小さ いバスを多数運行することになっても予算を付け てもらえるという理解で良いか。

事務局 (教育総務課長)

対象人数が110人なので、バスは大型バスが2~3台は必要である。実際、大型バスとなると、本日示したルート1・ルート2のままでは通れない場合もあると思うので、改めて事務局で、どの程度のバスを回して、どのルートで運行すれば、経費はどれくらいかかるのか見積もりを取る。検討していく段階で、バスは大型が3台必要なのか、大型2台・中型1台なのか、中型4台なのか、今の段階では示せない。いろいろ検討したいと思っている。

委 員

事務局の説明だと皆さんが大型バスをイメージ していると思うが、先ほどの蓮見商店付近は大型バ スが通れないと思う。再検討するということか。

事務局 (教育総務課長)

大型バスが必要だと考えている。

(教育秘伤味) 委員

大型バスが停まれる場所なら、それより小さいバスも停まれるという発想か。中型バスに変わるから中型バスが停車できそうな場所を探すのではなく、大型バスが完全に停まれる場所を考えているということか。

事務局 (教育総務課長)

そのように考えている。ルート案を検討した後に 利用人数が110人であることが分かった。そうな ると、実際に大型バスが通行可能なのか微妙な箇所 もある。今回、利用基準が決定したことであれば、 また事務局でルート案を精査したいと考えている。

委 員

北袋の話があったが、一つの案として示されているので、学校や北袋地区の方に示して、どこに停留 所が欲しいのか要望を取ればよい。例えば南部幹線 を渡るのは危ないから、できれば南側から走らせ て、太い道を走る必要は無いのだから蓮見商店から

		元の道を東中の方に向かった方が良いのではといった意見も出てくる。村君も元農協前ではなく、昔 バスが停まっていたカーブのところが広くて良い のではといった意見が、実際に各学校に示せば出て くると思う。
ž	部会長	事務局でもう1度精査するとういことと、それぞれ3校で、停留所を設ける際、どこがベストか大型 バスを想定して検討していくということで良いか。
	事務局(教育総務課長)	皆さんで精査し、事務局でも精査して、すり合わせていくことになる。運行ルートがこの2ルートになのか、ルートが増えるのか、いろいろ検討が必要と考えている。
ž	部会長	ルート案に示した停留所は、2ルートで回ること を前提に考えているのか。3ルートになったら変わ るのか。
	事務局(教育総務課長)	事務局としては、案として示したこの2ルートが 良いと考えているが、通学時間との兼ね合い、バス の大きさと乗車の人数など、まだ検討が必要と考え ている。
Ę	部会長	(2) 停留所の位置に関しては、通学班の集合場所付近とし、具体的な場所については、今後検討することで良いか諮った。
		異議なし
Ę	部会長	(2)停留所の位置は、事務局案のとおり決定し、通学班の集合場所付近とする。
ž	部会長	(3) 運行ルート、(4) バスの種類について、事務局より説明を求めた。

事務局(教育総務	
部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
委員	2ルートで大型バス2台の案だが、1ルートで大型バス2台になる可能性もあるのか。
事務局	
(教育総務 委 員	
事務局(教育総務	
委員	基準として30分前後でルートが回れない場合は、そのルートを2ルートに分けるということはあるか。
事務局(教育総務	
委員	今回、決定するのではなく、次回以降でまた検討 するということか。
事務局(教育総務	
部会長	(3)運行ルート、(4)バスの種類については、現在の事務局案が示されたことである。次回

以降に再度検討とする。

部会長

(5) 時刻表について、事務局より説明を求めた。

事務局 (教育総務課長)

(5) 時刻表については、新しい学校の開始時刻を8時以降にする話があったので、朝は8時前後に到着する1便、帰りは15時前後と16時前後に出発する2便で考えている。短縮授業にも対応する。

部会長

事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。

委 員

下校時に特定の学年だけ早く帰すことや遅く帰すことがあった場合は、そのときの下校に合わせての増便は可能か。下校時の3便体制は可能か。

事務局 (教育総務課長)

現時点では、未定である。

委員

2 便に合わせて児童を帰すのが基本だが、臨時的 に早く帰すことは難しいということか。

事務局(学校教育課長)

短縮授業等が、予め分かっているのであれば可能 であると考えている。例えば、夏休み直前の半日下 校などは、それに合わせての運行となる。

委 員

最近あった中学校の入学説明会に行くため、6年だけ早く帰す場合は、保護者が迎えに行った方が良いのか。そういった場合、スクールバスを運行できないか。

事務局(学校教育課長)

契約上の取り決めになる。例えば午後3時と4時に出発すると決まっていて、何かの事情で早く帰るときに1便増やすことができる契約であれば、予算の範囲内で3便にその日だけ増やすことは可能である。

但し、下校時が3便になり、バスの運行表に無理 が生じてくる場合は、バスをもう1台に出すことに なるのか、対応方法を確認しておく必要がある。

	委 員	今年は、新型コロナやインフルエンザの関係で、
		学級閉鎖になり午前中で帰ることがあった。最初か
		ら突発的なものは無理ということではなく、突発的
		なことにも対応するという前提で進めて欲しい。
		バス会社と互いに相談してではなく、そこは何と
		しても対応して欲しいということが保護者の願い
		だと思う。
	事務局	そういった課題もこれから出てくると思う。他市
	(教育総務課長)	の事例を確認し紹介する。
	部会長	突発的な対応については、次回の会議で事務局か
		ら回答をお願いする。
	部会長	(6)の到着出発場所について、事務局より説明を
		求めた。
	事務局	(6) 到着出発場所については、井泉小学校の敷
	(教育総務課長)	地内外で検討する。敷地内でバスの乗降場所や駐車
		場を確保する場合、整備場所や整備方法については
		市で検討する。
		現在の井泉小学校の駐車場を舗装するとか、空き
		スペースを駐車場に作り替えることも考えながら、
		市で検討する。
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	部会長	次回以降に協議とする。
	部会長	(7) 停留所までの集合、停留所からの帰宅方
		法について、事務局より説明を求めた。
	事務局	徒歩で通学班により停留所まで集合し、帰りも停

様である。

部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
委員	三田ヶ谷小学校の場合、集合場所まで保護者が一緒に歩いたり、毎朝学校付近まで一緒に歩いたりする母親もいる。三田ヶ谷小学校の場合、入学してから1か月間は、1年生の保護者同士がお迎え当番をやっていて、4月末まで迎えに行っている。
委員	停留所までの集合は、通学班により徒歩でということだが、通学時間はバスと徒歩を合わせて何分ぐらいを想定しているのか。
事務局(教育総務課長	具体的な時間は、想定してはいない。
委員	30分はバスの乗車時間のみということか。
事務局(教育総務課長	バスの乗車時間である。 停留所の場所を決めていくときに、児童の居住地 が集まっているところがあると思うので、そこにな るべく遠くならないよう配慮したいと考えている。
部会長	(7) 停留所までの集合、停留所からの帰宅方法について諮った。
	異議なし
部会長	(7) 停留所までの集合、停留所からの帰宅方法については、事務局案のとおり徒歩で決定とする。
部会長	(8) 立哨当番、ボランティアのかかわりについて、事務局より説明を求めた。
事務局(教育総務課長	(8) 立哨当番、ボランティアのかかわりについ けい には、これまで通り保護者や地域の協力をいただき たいと考えている。

また、前回の会議で、児童の安全確保に関する法 的根拠について意見があったが、資料4として、学 校保健安全法の関係部分を抜粋して示した。法的根 拠として、学校保健安全法第30条に、当該地域の 住民その他の関係者との連携を図るよう努めるも のとするとある。 部会長 事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。 委員 三田ヶ谷小学校では、安全パトロールとして保護 者が下校時間に合わせて通学班を見守っている。 年に1回、1家庭1回だけである。61家庭なの で、実際には、そこまで回ってはこない。これはP TA活動として行っている。朝は交通安全母の会が 行っている。 部会長 見守り関係で、それぞれの地区の現状はどうか。 委員 井泉地区では、自治会やPTAの交通安全委員が 行っている。駐在所連絡協議会では、夏休み前と始 まり危険箇所の見守り等を実施している。 委員 三田ヶ谷地区では、以前は見守りのステッカー等 を車につけて走っていたが、新型コロナの影響で今 はやっていない。 委 員 村君地区では、年1回危険個所の見回りを実施し ている。 部会長 (8) 立哨当番、ボランティアのかかわりについ て、部会として協議し決定すべきことは何か。 決定事項としてではなく、立哨当番やボランティ 事務局 (教育総務課長) アについては、引き続きお願いすることを共通認識 とする。

部会長	PTA活動にかかわることなので、PTA部会でも提案する。
部会長	(8) 立哨当番、ボランティアのかかわりについ て、諮った。
	異議なし
部会長	(8) 立哨当番、ボランティアのかかわりについては、共通認識として進めていくことで決定する。
部会長	(9) バス利用児童のチェック方法について、事 務局より説明を求めた。
事務局(教育総務課長)	バス利用児童のチェック方法としては、運転手が 目視でチェックすることを考えている。行田市のス クールバスの状況を視察したが、やはり運転手が確 認をしていた。 最近、保育園・幼稚園で園児をスクールバスに置 き去りにする事故があり、置き去り対策として国も いろいろな施策を考え、打ち出しているところであ る。その置き去り対策を取ったうえで、例えばバス にセンサーを設置するなどの話も今後出てくると 思うが、基本は運転手の目視チェックを考えてい る。 また、学校で乗り降りするときには、先生が立ち 会うことも考えられる。
部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
委員	(8) 立哨当番、ボランティアのかかわり、(9) バス利用児童のチェック方法、(10) バスの座席にも関わることだが、バス運行中に交通事故など何かあった場合、例えば気持ちが悪くなった場合、児童同士で喧嘩が始まった等、全て運転手が対応するのか。30分は長いから、そういった心配も出てくる。

事務局 (教育総務課長)

行田市の事例だが、1回だけバス乗車中に嘔吐した児童がいたことがあった。その時は結局、行田市もバス運転手しか乗っていなかったので、そのまま運行したということだった。

もう1人乗車させることになると、予算のことも ある。また、例えば保護者が乗る話は、今後協議し ていくことだと考えている。今の段階では、検討事 項の一つである。

部会長

他市の状況は、基本的に運転手だけといった認識で良いか。運転手の他に乗車している市もあるのか。

事務局 (教育総務課長)

運転手の他にもう1人乗車している市は、事務局 で確認した限りでは無かった。引き続き情報収集に 努める。

また、自治体は不明だが、最初のひと月くらい、 先生か保護者かは分からないが、運転手の他に乗車 しているところがあった。

部会長

案としては、運転手の他には乗車しないことで良いか。

委員

原則はそうだが、要望があれば、常態的には無理 だが、なにがなんでも勤務時間外だから先生は手伝 わないといったスタンスではない。

委 員

運転手が目視でチェックする際の基準やチェック表等は公開するのか。

事務局 (教育総務課長)

チェック表を使ってチェックする方法になる。 チェック項目の内容は、バスに乗る時に運転手が 児童の氏名を、出席簿のようになるが、誰が乗った かチェックすることを想定している。

委 員

名札を見てチェックするのか。

事務局 (教育総務課長)

児童に聞く等でチェックすることになる。

チェックした表を学校に渡して、今日はこのよう な児童が乗っていますと引き継ぐことになる。学校 でも児童がスクールバスに乗った、乗らないを把握 する必要がある。

委 員

降りる児童は、チェックしながら降ろすのか。

事務局 (教育総務課長)

乗るときにチェックして、降りるときは降ろして から、バスの中に児童が残っていないかを確認すれ ば、チェック表のとおり児童が降りたことになる。

委 員

見えない場合や隠れていることも考えられるが、 降りる時は人数の確認を行わないのか。

事務局 (教育総務課長)

細部については、これから検討していくことになるが、行田市の例では降りたところに先生がいて、運転手も一緒にバスの降り口で、2人で見ていたようだ。その後、運転手がバスに乗り込んで全部チェックする方法だったので、羽生市でもそのような方法になると考えている。

委 員

学校に到着後、乗り遅れた児童はいないか、具合が悪くなった児童はいないか等、学校が対応するのは当たり前のことである。学校に着いてからは、先生の職務の一部である。

委 員

行田市では、バスの運行状態をスマホのアプリで確認できると聞いた。バス会社に言えば対応できるだろう。児童がスクールバスに乗ったことが分かるのがベストだが、予算的なこともある。

置き去り対策の予算については国から出そうだが、バスの運行状態についても、今後あれば対応して欲しい。

事務局	行田市では、そういったアプリで行っていた。職
(教育総務課長)	員室のパソコンでバスが今どこを走っているかが
	分かり、保護者も知ることができるものが導入され
	ていた。羽生市でもスクールバスが運行になった際
	は、そういったものを導入することになると考えて
	いる。
部会長	(9) バス利用児童のチェック方法について、諮
	った。
	異議なし
部会長	(9) バス利用児童のチェック方法については、
	事務局案のとおりとする。
部会長	(10)バスの座席、(11)乗り遅れ、遅刻・早
	退時の対応について、事務局より説明を求めた。
事務局	(10) バスの座席については、これまで指定席
(教育総務課長)	としてきたが、行田市を視察したところ、奥から詰
	めて乗るよう指導していたので、同じように奥から
	詰めて乗るよう指導することを考えている。
	(11)の乗り遅れ、遅刻・早退時の対応につい
	ては、バスは定時で出発してしまうので、乗り遅れ
	等の場合は保護者対応とする。
部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
委 員	例えば、保護者が働いていて、家から出る時に鍵
	を閉めてバス停まで行く児童もいる。その場合、バ
	スはバス停に児童がいなかったときは、何の確認も
	せずに行ってしまうのか。
	何かしらの理由でバスに乗り遅れてしまった場
	合の対応は、どうなるのか。停留所にいなければ、
	その児童は欠席扱いになってしまうのか。

事務局(教育総務課長)	バスもいつまでも待っている訳にはいかない。非常に難しい課題なので、今後スクールバス利用のルール作りをしていくことになる。バスに乗るための決まりごとや保護者の心得等、協議して作っていくことになる。
委員	バスが運行しているときに、今日は体調が悪いので欠席にしますと学校に連絡が入った場合、学校とバスとの連絡はどのようになるのか。
部会長	それは部会で協議することであり、これから組み 立てていくことである。事務局に回答を求めるべき ものではない。
事務局(教育総務課長)	いろいろな懸念が、たくさん出てくると思うので、協議していく中で、他市の事例や案を示し、詰めていければと考えている。
部会長	例えば、PTA部会で出た話だが、停留所に親が 交代で出るべきではないかといった話が、保護者の 間で出ている。PTA部会で協議し、あり得る話だ とは思うが、他市の状況が分かれば教えて欲しい。
事務局(教育総務課長)	事務局で調査する。いろいろな意見をいただき、 事務局で調べて、その都度、部会で提示する。
委 員	今日欠席する場合は、通学班ではどのように認識 して、今日は来ないから行こうという判断になるの か。
委員	三田ヶ谷小学校の場合は、通学班で LINE のグループを作っていて、共通認識を図っている。 それで集合するか、しないか、遅れてくるのを待っかどうかの判断をしている。
委員	(10)バスの座席の指定席について、他市の例

だと指定席が多いと思っていた。同じ席に座っていた方が、バスの運転手がチェックし易いとか、指定席の方が児童同士の力関係に影響されないので、指定席が良いと思っていたが、行田市の例だと別に何も問題ないということか。

事務局 (教育総務課長)

そういったことも懸念されるし、例えば酔い易いので前の方に座りたいとか、そういった希望もあると思う。それらも考慮しながら、必ず奥からということではなく、奥から詰めて乗って欲しいが、酔い易い児童は前にするなど、その都度対応したい。

また、乗車時、下車時のチェックはきっちり行う ので、乗車順に座るという形で、提示した。

部会長

保護者の感覚、地域の役割を次回以降の会議で協議したい。また次回までに、それぞれの地域・学校でヒアリングしていただきたい。

部会長

本日の決定事項の確認と次回の会議について、事 務局に求めた。

事務局 (教育総務課長)

本日の協議の結果を確認する。

- (1) バス利用基準については、通学距離が学校から概ね2km以上という距離基準を無くし、井泉小学校の北袋地区在住の児童、三田ヶ谷小学校・村君小学校の児童を対象とすることに決定する。
- (2) 停留所の位置は、通学班の集合場所付近に設置する。
- (3)運行ルート、(4)バスの種類については、 事務局で次の会議に向けて精査する。
- (5)時刻表、(6)到着・出発場所、(7)停留 所までの集合、停留所からの帰宅方法については、 基本的に事務局(案)で進める。
- (8) 立哨当番、ボランティアのかかわり、(9) バス利用児童のチェック方法、(10) バスの座席、(11) 乗り遅れ、遅刻・早退時の対応についても、

18

基本的に事務局案の通り進め、部会で出た意見をも とに事務局で他市の事例を調べ、次に提示する。

また、運行ルートについては、事務局で検討し、 可能であれば費用について見積もりを徴取し提示 する。

会議の開始時刻について、現在午後7時としているが、専門部会において、開始時刻を早くしてはどうかと意見が出ている。なお、再編成準備委員会と学校運営部会では午後6時30分からと決定した。いかがか。

部会長 開始時刻について、意見・質問を求めた。

委員 午後6時30分からでどうか。

異議なしの声あり。

部会長 次回以降の会議は、午後6時30分開始で決定

した。

事務局 次回の会議は、4月12日水曜日、午後6時30 (教育総務課長) 分から、三田ヶ谷公民館である。次回、ルート案等

と他市の事例について提示する。

部会長本日の議事を終了する。

4 閉会 | 副部会長 | <関根副部会長あいさつ>

【配布資料】

資料1 井泉小・三田ヶ谷小・村君小再編成準備委員会 第3回 通学部会

資料2 スクールバス運行ルート案

資料3 令和7年4月時点での大字別児童数見込み

資料4 学校保健安全法(抜粋)